

# 第116期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時

場所

東京都北区王子一丁目11番1号  
北とびあ 14階 スカイホール

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ お間違えのないようご注意ください。

## 【新型コロナウイルス感染症予防について】

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会会場において、感染予防措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第116期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
(添付書類)	
事業報告	8
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

株 主 各 位

東京都北区王子三丁目23番2号

**日本特殊塗料株式会社**

代表取締役社長 遠田 比呂志

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁の「議決権行使のご案内」にしたがって、2022年6月21日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号  
北とぴあ 14階 スカイホール

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えの無いようご注意ください。

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |          |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上


- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nttoryo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、連結計算書類および計算書類として、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表も監査しております。
- ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正する必要がある場合は修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nttoryo.co.jp>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

#### ＜株主様へのお願い＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の配備等の感染予防措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を更新する場合がございます。また、株主総会運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.nttoryo.co.jp>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**書面（郵送）で  
議決権を  
行使する方法**

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後5時20分到着分まで




**インターネット  
で議決権を  
行使する方法**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後5時20分入力完了分まで



**株主総会に  
ご出席する  
方法**

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時

## 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月21日（火曜日）の午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

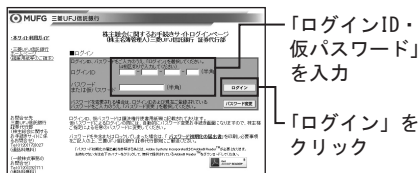
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

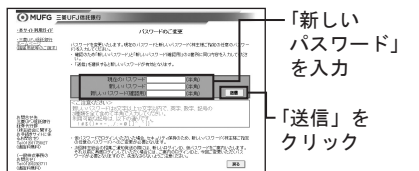
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益体質の強化およびキャッシュ・フローを重視した健全な財務内容の維持により、株主の皆様への利益還元の充実を図ることを経営上の重要課題と位置付けております。

一方、当社グループの事業を取り巻く経営環境は、価格競争に加えて環境対策等の高付加価値塗料の開発競争激化、電動化をはじめとした自動車の技術革新、自動車生産のグローバル化の進展といった大きな変化の中にあり、当社が将来にわたり競争力を確保し、収益の向上を図るためには、新製品や新技術等への研究開発投資・設備投資、グローバルで技術力・生産力を高める海外事業への投資、さらにはその礎となる人材への投資等を積極的かつ継続的に行っていく必要があります。

したがって、利益配分につきましては、中長期的な経営計画に基づき、安定配当の維持とこのような戦略的な投資に向けた内部資金の充実を中心に据えながら、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金22円 総額479,890,268円  
この結果、中間配当を含めました当期の配当は、1株につき40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

以 上



(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展により、経済活動正常化が徐々に進み、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられました。しかしながら、新たな変異株による感染症再拡大の懸念は強く、原材料価格の高騰、世界的な半導体不足、サプライチェーン停滞等が続く中、ウクライナ情勢が経済に与える影響も加わって、先行き不透明感が一層高まる状況で推移いたしました。

こうした状況のもと、当社グループは、徹底した感染症拡大防止策を講じながら、新中期経営計画の基本戦略に掲げる収益基盤の強化、新技術・新製品開発、サステナビリティ経営の推進等に注力し、企業価値向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は547億7千9百万円（前期比14.1%増）となり、前期比では大きく回復いたしました。

損益面につきましては、原材料価格高騰等の影響を受けたものの、売上高の回復、原価低減活動・経費低減策の推進により、営業利益は14億8千2百万円（前期比72.6%増）となりました。経常利益は、持分法による投資利益や為替変動の影響等により26億2千5百万円（前期比9.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億円（前期比0.1%減）となりました。

### 事業のセグメント別状況

#### [ 塗料関連事業 ]

国内需要は回復基調にあることから、主力製品の防水材を中心に建築・構築物用塗料の販売は順調に推移いたしました。特に、集合住宅大規模改修工事等の工事関連売上は前期比81.5%増となり、増収増益に大きく貢献いたしました。また、原材料価格高騰の影響を受ける中、一部製品の販売価格見直しとともに、原価低減活動・経費低減策を徹底してまいりました。

この結果、当セグメントの売上高は193億5千1百万円（前期比30.3%増）、セグメント利益は3億7千3百万円（前期比87.0%増）となりました。

[ 自動車製品関連事業 ]

主要顧客である自動車メーカーにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした世界的な半導体不足、サプライチェーンの混乱等から、先行き不透明な状況が続いてまいりましたが、一定の需要回復を受け、吸・遮音材を中心に販売が増加いたしました。また、当セグメントにおいても、原材料価格高騰の影響を受ける中、効率的な生産体制の構築を目指し、多面的な原価低減活動・経費低減策を推進してまいりました。

この結果、当セグメントの売上高は354億1千2百万円（前期比6.8%増）、セグメント利益は11億円（前期比69.2%増）となりました。

[ その他 ]

保険代理業の売上高は1千5百万円（前期比0.3%減）となりました。

(注) 各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高消去後の数値を記載しております。

セグメント別売上高

(百万円未満切捨表示)

区 分	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
塗 料 関 連 事 業	百万円 14,846	% 30.9	百万円 19,351	% 35.3	百万円 4,505	% 30.3
自動車製品関連事業	33,143	69.0	35,412	64.6	2,268	6.8
そ の 他	15	0.0	15	0.0	△0	△0.3
合 計	48,004	100.0	54,779	100.0	6,774	14.1

(注) 1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資につきましては、国内外において、主に自動車製品関連事業での新規受注に伴う生産能力の増強や生産性の向上に向けた投資を行った結果、当連結会計年度における設備投資の総額（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）は36億2千万円となり、前期比6億8千5百万円減少いたしました。

投資内訳としましては、生産設備関連に34億7百万円、生産設備以外に2億1千2百万円の資金を投入いたしました。

生産設備の主な内容は、自動車製品関連事業の吸・遮音材他、生産設備の増強および更新に26億6千9百万円、金型の製作投資2億5百万円、塗料関連事業の製造設備の増強および更新に4億9千5百万円となっております。

生産設備以外の主な内容は、研究開発部門における新製品開発のための試験機器等の取得であります。

なお、必要資金は一部銀行借入による調達を除き、内部留保をもって充当しております。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、経済活動正常化、景気の自律的回復が期待される一方、その収束時期は未だ見通せない状況にあります。経済動向についても、ウクライナ情勢の影響を受けた原材料価格のさらなる高騰、サプライチェーンの停滞、世界的な半導体不足の影響等が企業収益を下押しするリスクが高まっており、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

当社におきましては、塗料関連事業においては、企業収益・個人消費の低迷や感染症の影響が一定程度継続する中、市場競争は一層激化し、原材料価格の高騰等によるコスト増加も加わって、事業環境は厳しい状況が続くことが見込まれます。自動車製品関連事業においては、先行き不透明感が残るものの、年度後半にかけて自動車の生産台数増加による顧客需要の堅調な回復が見込まれる一方、原材料価格高騰等のコスト増加要因、サプライチェーンの強化・安定化等への対応が急務となっております。

加えて近年においては、両事業分野で、カーボンニュートラルに向けた環境課題への対応を含め、持続的成長をより重要視した事業活動が強く求められる状況にあります。

こうした経営環境のもと、当社グループは、新中期経営計画に掲げる基本戦略をベースに、外部環境の変化に耐えうる安定的な収益基盤の構築、変化に的確に対応できる効率的な事業体制の確立に努めてまいります。

また、当社の強みである機能性・軽量化・環境対応を主眼とした新技術・新製品開発の強化をはじめ、「サステナビリティ（持続可能性）」に重点を置いたサステナビリティ経営を推進し、持続的な成長に向けた経営基盤のさらなる充実を図ってまいります。

中期経営計画に掲げる個別の基本戦略の概要等は、以下のとおりです。

① 国内事業の安定的な収益基盤の構築

既存製品のシェア拡大、あらゆるプロセスにおける徹底した原価改善に努め、外部環境の変化に耐えうる安定的な収益基盤の構築を実現してまいります。

② 「技術のニツク」の強化と新技術・新製品開発

当社の強みである機能性・軽量化・環境対応を主眼に、高機能・高付加価値製品の開発を進めるとともに、「サステナビリティ（持続可能性）」に重点を置き、社会・顧客ニーズの変化に対応した新技術・新製品開発を推進いたします。

③ グローバル展開の強化

塗料関連事業においては、各地域のニーズに即した製品販売を強化し、自動車製品関連事業においては、原料調達から「ものづくり」まで、グローバルで連携を強化して、原価改善と生産体制最適化（サプライチェーンの強化）を図ってまいります。

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

研究開発、生産、販売、ビジネスモデル構築等、各機能におけるDXを推進し、生産性向上、効率的な事業体制の確立を目指してまいります。

⑤ サステナビリティ経営の推進

環境配慮型製品の拡充、循環経済を強く意識したマテリアルリサイクルの確立、さらには2050年に全ての製品と企業活動を通じたカーボンニュートラルを実現すべく、環境負荷低減、社会課題解決に積極的に取り組むと同時に、持続的な成長を支える人財育成やガバナンス強化により、経営基盤のさらなる充実を図ってまいります。

⑥ プライム市場の上場維持基準への適合

当社は、2022年4月の株式会社東京証券取引所における市場区分の見直しに関して、プライム市場への上場を選択いたしました。移行基準日時点（2021年6月30日）において、プライム市場の「流通株式時価総額」の基準を充たしていないことから、2025年3月期までを計画期間と定め、時価総額および流通株式比率の向上を目指した取組みを推進しております。2025年3月期を最終年度とする中期経営計画の達成に注力するとともに、持続的な企業価値向上に努め、上場維持基準の適合を目指してまいります。

## (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第113期	2019年度 第114期	2020年度 第115期	2021年度 (当連結会計年度) 第116期
売 上 高	59,417百万円	57,191百万円	48,004百万円	54,779百万円
経 常 利 益	4,734百万円	4,303百万円	2,403百万円	2,625百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,795百万円	2,318百万円	1,301百万円	1,300百万円
1株当たり当期純利益	126円74銭	105円34銭	59円27銭	59円90銭
総 資 産	73,572百万円	72,067百万円	75,502百万円	79,792百万円
純 資 産	43,958百万円	45,062百万円	47,154百万円	49,725百万円

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニットクメンテ株式会社	100百万円	85.50%	建物改修工事の請負
日晃工業株式会社	487百万円	85.91%	自動車用防音材の製造
武漢日特固防音配件有限公司	89百万元	52.51%	自動車用防音材の製造
株式会社タカヒロ	100百万円	50.00%	自動車用防音材の製造
PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM	18百万米ドル	46.00%	自動車用防音材の製造

当社の連結子会社は(上記重要な子会社を含め)10社であり、持分法適用会社は8社であります。

- ③ その他  
技術提携の主要な相手先は、スイス国 Autoneum Holding AGであります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

塗料関連事業 建築・構築物用塗料、航空機塗料、窯業建材用、DIY用製品  
および各種防音材料（自動車用を除く）の製造販売、ならび  
に建物改修工事請負

自動車製品関連事業 自動車用防音材各種および防錆材、シーラントその他自動車  
塗料製品の製造販売、ならびに音響コンサルタント等

(7) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都北区王子三丁目23番2号  
開発本部 東京都北区豊島八丁目16番15号

工場および営業所

工場

平塚工場 (神奈川県平塚市)	広島工場 (広島県東広島市)
静岡工場 (静岡県御前崎市)	東九州工場 (福岡県行橋市)
愛知工場 (愛知県知立市)	九州工場 (佐賀県三養基郡みやき町)

営業所

塗料事業本部

東京営業所 (東京都北区)  
神奈川営業所 (神奈川県平塚市)  
中部営業所 (愛知県知立市)  
大阪営業所 (大阪府吹田市)  
中四国営業所 (広島県東広島市)  
九州営業所 (佐賀県三養基郡みやき町)  
工業開発部 (東京都北区、愛知県知立市)  
DIY販売部 (東京都足立区)

自動車製品事業本部

営業統括部 (東京都北区)  
東日本第1営業所 (神奈川県平塚市)  
東日本第2営業所 (群馬県館林市)  
中日本営業所 (愛知県知立市)  
西日本第1営業所 (広島県東広島市)  
西日本第2営業所 (福岡県行橋市)

② 子会社

ニットクメンテ株式会社 (東京都北区)  
日晃工業株式会社 (茨城県坂東市)  
武漢日特国防音配件有限公司 (中国湖北省武漢市)  
株式会社タカヒロ (広島県東広島市)  
PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM (インドネシア西ジャワ州カラワン)

## (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
1,299 (468)	+12 (+85)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、期間雇用、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いて記載しております。

## (9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	5,335百万円
株式会社三井住友銀行	2,763

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約(15億円)を締結しております。
- 当期末における貸出コミットメントに係る借入実行額はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,813,194株（自己株式1,798,006株を除く。）
- (3) 株主数 4,659名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A U T O N E U M H O L D I N G A G	31,151百株	14.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,404	8.44
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	14,677	6.73
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,788	4.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,560	3.47
株 式 会 社 中 外	7,267	3.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,896	3.16
株 式 会 社 ヒ ロ タ ニ	5,490	2.52
ニ ッ ト ク 親 和 会	5,430	2.49
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,001	1.83

(注) 当社は自己株式1,798,006株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	17,681株	8名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における職務執行の対価として当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長 最高経営責任者(CEO)	野 島 雅 寛	UGN, Inc. 代表取締役会長 日特固（広州）防音配件有限公司董事長 天津日特固防音配件有限公司董事長 武漢日特固防音配件有限公司董事長
取締役副会長 最高財務責任者(CFO)	田 谷 純	業務本部長(兼)事業継続・DX推進室長 日晃工業株式会社代表取締役会長 ニットク商工株式会社代表取締役社長 株式会社ニットク保険センター代表取締役社長 富士産業株式会社代表取締役社長
代表取締役社長 最高執行責任者(COO)	遠 田 比呂志	自動車製品事業本部長(兼)技術統括責任者 大和特殊工機株式会社代表取締役社長 株式会社ニットクシーケー代表取締役社長
取 締 役	山 口 久 弥	知財・コンプライアンス室長(兼)CSR推進室長
取 締 役	安 井 芳 彦	海外事業部長
取 締 役	土 井 義 彦	塗料事業本部東日本エリア営業統括 ニットクメンテ株式会社代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 裕 史	塗料事業本部長
取 締 役	中 村 信	自動車製品事業本部生産統括責任者 (兼)生産統括部長 株式会社タカヒロ代表取締役社長 武漢日特固防音配件有限公司総経理 武漢日特固汽车零部件有限公司董事長
取 締 役	奈 良 道 博	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー 王子ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	矢 部 耕 三	弁護士、弁理士 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー イリノイ大学法科大学院非常勤教授 一般社団法人日本国際知的財産保護協会業務執行理事
常 勤 監 査 役	川 名 宏 一	
監 査 役	高 橋 善 樹	弁護士
監 査 役	松 藤 斉	公認会計士

- (注) 1. 取締役奈良道博氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役矢部耕三氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋善樹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋善樹氏は、弁護士の資格を有しており、法務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役松藤斉氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役松藤斉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度の取締役の異動  
2021年6月24日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、取締役酒井万喜夫氏は任期満了により退任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を採用しております。2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	西 岡 寿 美	塗料事業本部西日本エリア営業統括 (兼)九州工場長
執行役員	南 雲 三智夫	自動車製品事業本部営業統括責任者 (兼)営業統括部長
執行役員	栗 原 洋 幸	自動車製品事業本部営業統括部部長 トヨタ営業統括(兼)CE推進室長
執行役員	福 富 雄 二	塗料事業本部部長 塗料事業本部統括(兼)製品管理グループ担当
執行役員	力 武 洋 介	業務本部財務部長(兼)総務部長

## (2) 取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会および監査役会において、知識、経験、能力等のバランスと多様性を確保することが重要であると認識しております。

当社が特に重要と考えるスキルと、各取締役および監査役の専門性や経験を踏まえ、当社がその能力を十分に発揮することを期待する項目（●）は以下のとおりであります。なお、各取締役および監査役が有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

地 位	氏 名	企業 経営	生 産 技 術 ・ 開 発 ・	営 業 ・ 販 売	財 務 ・ 会 計	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス	知 財	人 事 ・ 労 務	国 際 性	E S G
取 締 役 会 長	野 島 雅 寛	●	●	●		●	●	●	●	
取 締 役 副 会 長	田 谷 純	●			●	●		●	●	●
代 表 取 締 役 社 長	遠 田 比 呂 志	●	●	●	●		●	●		●
取 締 役	山 口 久 弥		●			●	●			●
取 締 役	安 井 芳 彦		●	●					●	
取 締 役	土 井 義 彦	●		●				●		
取 締 役	鈴 木 裕 史		●	●				●		●
取 締 役	中 村 信	●	●	●				●	●	●
取 締 役 (社 外)	奈 良 道 博					●	●			●
取 締 役 (社 外)	矢 部 耕 三					●	●		●	●
常 勤 監 査 役	川 名 宏 一		●	●	●				●	●
監 査 役 (社 外)	高 橋 善 樹				●	●	●			●
監 査 役 (社 外)	松 藤 齊				●	●			●	●

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしており、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

### (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ア) 当該方針の決定の方法

当社の取締役会は、指名・報酬諮問委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、取締役会において審議の上、当該方針を決議しております。

##### イ) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬に役員賞与を加えた基本報酬、および株式報酬（非金銭報酬）により構成し、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績や従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

特に役員賞与の額については、上記を踏まえた定性的評価を中心としながら、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績との連動性を十分に加味した上で決定し、毎年一定の時期に支給いたします。

なお、社外取締役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

##### ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会においても基本的にその答申を尊重し、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の基本報酬は、月例の固定報酬に役員賞与を加えた基本報酬のみとし、各監査役の報酬等の額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月21日開催の第113期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2021年6月24日開催の第115期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額100百万円以内、株式の上限を年10万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第100期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しており、当事業年度においては、2021年6月24日まで代表取締役会長（同日以降は取締役会長）であった野島雅寛および代表取締役社長遠田比呂志の協議により、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

代表取締役は、各取締役の職務の内容および当社全体の業績を踏まえた各取締役の担当職務に係る成果を把握していることから、決定方針を踏まえた総合的な判断を行うのに適していることが権限を委任した理由であります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ており、報酬等の具体的内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑤ 非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額100百万円以内、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とし、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間としております。

なお、その交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

## ⑥ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	335 (16)	321 (16)	—	14 (—)	11 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	35 (11)	35 (11)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外 役員)	371 (28)	356 (28)	—	14 (—)	14 (4)

- (注) 1. 上記報酬等の額および対象となる役員の員数には、2021年6月24日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	奈良道博	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー 王子ホールディングス株式会社社外取締役
	矢部耕三	弁護士、弁理士 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー イリノイ大学法科大学院非常勤教授 一般社団法人日本国際知的財産保護協会業務執行理事
社外監査役	高橋善樹	弁護士
	松藤 斉	公認会計士

- (注) 1. 社外取締役奈良道博氏は、半蔵門総合法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所  
に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。なお、同氏個人と当社との間には、  
特別の利害関係はありません。
2. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	奈良道博	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席しました。上場企業の社外役員として培われた豊富な経験や弁護士としての専門的見地を踏まえ、経営全般に対する適切な監督、意見陳述を行っていたくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしていただきました。
	矢部耕三	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席しました。弁護士・弁理士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、経営全般に対する適切な監督、意見陳述を行っていたくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしていただきました。
社外監査役	高橋善樹	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を踏まえた経営全般に対する適切な助言・提言をいただきました。
	松藤 斉	当事業年度に開催された取締役会12回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地を踏まえた経営全般に対する適切な助言・提言をいただきました。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ア) 当社は、コンプライアンスが企業の存続、発展に必要不可欠であるとの認識のもと、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため「日本特殊塗料グループ行動規範」および法令遵守規程を定める。
  - イ) 取締役会は、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令および定款に反する行為の未然防止に努める。
  - ウ) 取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。
  - エ) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として知財・コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
  - オ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を、法令遵守規程および内部通報規程に定め、その整備・運用を行う。
  - カ) 監査役は、当社のコンプライアンス体制および内部通報体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ア) 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する社内規程等に基づき、適切かつ検索性の高い状態で保存および管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - イ) 情報の管理については、情報セキュリティや内部情報管理に関する諸規程、個人情報保護に関する基本方針を定めて、適正に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア) リスク管理体制の基礎として危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止に努める等、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
  - イ) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速かつ適切な対応により、事態の把握と損害の発生・拡大の防止に努める。また、事業継続に重大な影響を与える事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の構築・運用により、事業への影響を最小限に止める体制を整える。
  - ウ) 化学メーカーとして重要な課題である「環境」と「安全」については、そのリスクを専管する組織として、「環境管理委員会」「安全衛生管理委員会」「製品安全管理委員会」等を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面の監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - イ) 取締役会は、経営機構および各取締役の管掌業務を定め、各取締役は、取締役職能内規、職制規程等に基づき、それぞれの業務執行を行う。
  - ウ) 取締役会の経営監督機能をより強化し、経営効率の向上や機動的な意思決定を図るため執行役員を選任する。また、取締役が出席する常務会を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。さらに、執行役員を加えたメンバーでの経営企画会議を開催し、特に絞り込んだ重要なテーマについて議論を行う。

⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア) 当社、およびその子会社・主要な関連会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、当社およびその子会社に適用される「日本特殊塗料グループ行動規範」をはじめとした規範・諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- イ) グループ会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、各社の健全性および効率性の向上、グループ会社一体としての企業価値向上を図るため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の適切な経営管理を行う。
- ウ) グループ会社における経営上の重要な事項については、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
- エ) 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。
- オ) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役、監査役および使用人は、監査室または知財・コンプライアンス室に速やかに報告するものとする。監査室および知財・コンプライアンス室は、直ちに監査役に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- イ) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しない。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - イ) 内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
  - ウ) 代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図るものとする。
  - エ) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
  - オ) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
  - カ) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ア) 当社は、法令および社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指す。
  - イ) 当社は、反社会的勢力による不当な要求に一切応じず、毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない。また、その旨を行動規範に定め、役員および社員に周知徹底を図る。
  - ウ) 反社会的勢力に関する相談・通報窓口を知財・コンプライアンス室とし、事案の発生時には所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務の執行について

取締役会では、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役が相互に職務執行状況を監視・監督しております。なお、当社は社外取締役2名を選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

### ② 監査役の職務の執行について

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換等を行い、適宜経営に対する助言や提言を行っております。また、監査役は、取締役会のほか常務会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行について厳正な監査を行っております。

### ③ コンプライアンスに関する取組みについて

コンプライアンスの統括部署である知財・コンプライアンス室は、CSR活動の統括部署であるCSR推進室およびCSR推進委員会と連携し、コンプライアンスに関する教育、啓発活動を定期的を実施しております。また、内部通報制度を適切に運用し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ④ リスク管理体制について

危機管理委員会や「環境」と「安全」を専管する各種委員会等において、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの特定、把握、分析や対応策の検討等を行っております。また、事業継続マネジメントシステム(BCMS)の推進組織を整備し、事業継続の実効性を確保するための教育・訓練・演習等の各種施策を行っております。

### ⑤ 内部監査の実施について

内部監査部門である監査室は、作成した内部監査計画に基づき、各部門および子会社の業務監査等を行い、取締役会、代表取締役および監査役に監査結果を報告しております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,857</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,273</b>
現金及び預金	8,948	支払手形及び買掛金	8,649
受取手形	792	電子記録債務	3,376
電子記録債権	2,987	短期借入金	5,617
売掛金	10,662	未払法人税等	601
契約資産	2,347	役員賞与引当金	72
商品及び製品	1,824	その他	3,955
仕掛品	1,409	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,792</b>
原材料及び貯蔵品	1,431	長期借入金	3,209
その他	1,456	退職給付に係る負債	3,313
貸倒引当金	△3	繰延税金負債	1,147
<b>固 定 資 産</b>	<b>47,934</b>	その他	122
<b>有形固定資産</b>	<b>25,071</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,066</b>
建物及び構築物	10,028	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	8,481	<b>株 主 資 本</b>	<b>38,383</b>
土地	4,703	資 本 金	4,753
その他	1,857	資 本 剰 余 金	4,194
<b>無形固定資産</b>	<b>1,265</b>	利 益 剰 余 金	30,547
その他	1,265	自 己 株 式	△1,112
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,597</b>	その他の包括利益累計額	5,883
投資有価証券	18,255	その他の有価証券評価差額金	4,989
長期貸付金	1,504	為替換算調整勘定	702
繰延税金資産	99	退職給付に係る調整累計額	191
その他	1,793	<b>非支配株主持分</b>	<b>5,458</b>
貸倒引当金	△55	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>49,725</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>79,792</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>79,792</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		54,779
売 上 原 価		44,298
売 上 総 利 益		10,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,998
営 業 利 益		1,482
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	294	
為 替 差 益	285	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	369	
雇 用 調 整 助 成 金	72	
そ の 他	200	1,222
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56	
そ の 他	23	79
経 常 利 益		2,625
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	294	
受 取 保 険 金	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	239	547
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	98	98
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,074
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,133
法 人 税 等 調 整 額		△45
当 期 純 利 益		1,986
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		685
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,300



## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>22,193</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,540</b>
現金及び預金	4,024	支払手形	73
受取手形	775	電子記録債務	2,908
電子記録債権	2,950	買掛金	6,658
売掛金	8,559	短期借入金	3,889
商品及び製品	1,251	未払金	967
仕掛品	1,424	未払費用	922
原材料及び貯蔵品	1,047	未払法人税等	151
前払費用	49	預り金	329
その他	2,112	役員賞与引当金	72
貸倒引当金	△1	設備支払手形	288
<b>固 定 資 産</b>	<b>33,448</b>	その他	278
<b>有形固定資産</b>	<b>14,843</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,727</b>
建物	5,174	長期借入金	2,872
構築物	363	繰延税金負債	394
機械装置	4,430	退職給付引当金	3,389
車両運搬具	81	長期未払金	70
工具器具備品	1,006	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,268</b>
土地	3,602	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	183	<b>株 主 資 本</b>	<b>27,438</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>177</b>	資本金	4,753
ソフトウェア	144	資本剰余金	4,361
その他	33	資本準備金	4,258
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,427</b>	その他資本剰余金	103
投資有価証券	9,450	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>19,403</b>
関係会社株式	3,502	その他利益剰余金	19,403
関係会社出資金	1,700	別途積立金	6,625
長期貸付金	3,691	繰越利益剰余金	12,778
破産債権等	3	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,079</b>
長期前払費用	3	評価・換算差額等	4,935
その他	131	その他有価証券評価差額金	4,935
貸倒引当金	△55	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>32,373</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>55,642</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>55,642</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		38,217
売 上 原 価		31,248
売 上 総 利 益		6,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,450
営 業 損 失		481
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,830	
為 替 差 益	279	
そ の 他	182	2,292
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4	
そ の 他	12	51
経 常 利 益		1,759
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	239	253
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	74	74
税 引 前 当 期 純 利 益		1,938
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		338
法 人 税 等 調 整 額		△120
当 期 純 利 益		1,720

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本特殊塗料株式会社  
取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 月本 洋一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅 沼 淳

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本特殊塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本特殊塗料株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 月 本 洋 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

日本特殊塗料株式会社 監査役会  
 常勤監査役 川 名 宏 一 ㊞  
 社外監査役 高 橋 善 樹 ㊞  
 社外監査役 松 藤 齊 ㊞

以 上

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 株主総会会場ご案内略図

会場／東京都北区王子一丁目11番1号  
北とぴあ 14階 スカイホール

※会場が昨年と異なりますので、お間違え  
のないようご注意ください。



- JR 京浜東北線 王子駅 北口より 徒歩約3分
- 東京メトロ南北線 王子駅 5番出口より 徒歩約1分

### 【新型コロナウイルス感染症予防について】

- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染予防措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。